

日立市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条　日立市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、日立市広告掲載要綱（平成20年3月4日市長決裁）及び日立市広告掲載基準（平成20年3月4日市長決裁）に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条　次の表現を含んだバナー広告は、市ホームページの利用者（以下「利用者」という。）の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(市ホームページとの区別)

第3条　次の表現については、利用者が市ホームページの掲載情報と錯認するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが日立市の事業であると錯認しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第4条　文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

本ガイドラインは、平成20年11月20日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成22年3月9日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、平成23年1月19日から施行する。